

大規模事業所に対する 「温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度」

関係資料

- 本資料の内容につきましては、対象事業所の皆様から寄せられたご質問や新たな決定事項などを踏まえ、順次、更新してまいります。
- 更新した資料は、多くの皆様にご利用いただけるよう東京都環境局のホームページで公表してまいります。
(東京都環境局ホームページ : <http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/>)



目 次

1 背景

- (1) 総量削減義務制度導入の背景
- (2) 「地球温暖化対策計画書制度」改正の経過
- (3) キャップ&トレードの全国導入についての都の提言(2009.11.27)
- (4) 東京における気候変動対策の成果と展開(2010.3.31)
- (5) 気候変動対策における都市の役割と連携
- (6) 条例・規則・指針等の体系

2 総量削減義務と排出量取引制度のポイント (総括)

- (1) 総量削減義務と排出量取引制度のポイント(2010年度～)
- (2) 推進体制の整備
- (3) 削減計画期間
- (4) 制度全体の流れ(概要)
- (5) 第2計画期間の主な改正点

3 総量削減義務と排出量取引制度の概要

- (1) 対象となる事業所 ①要件と義務対象者
- (2) 対象となる事業所 ②対象事業所の範囲のとらえ方
- (3) 対象となる事業所 ③総量削減義務の対象者

- (4) 対象となる事業所 ④所有者に代わって、又は共同で義務を負う場合の例
- (5) 対象となる事業所 ⑤対象事業所・所有者の変更について
- (6) 対象となる事業所 ⑥対象事業所の指定取消し
- (7) 対象となる事業所 ⑦中小企業等が1/2以上所有する大規模事業所(概要)
- (8) 対象となる事業所 ⑧中小企業等が1/2以上所有する大規模事業所(手続フロー)
- (9) 対象となる事業所 ⑨中小企業等が1/2以上所有する大規模事業所(提出書類)
- (10) 対象となる事業所 ⑩事業所区域の変更(概要)
- (11) 対象となる事業所 ⑪事業所区域の変更(指定・取消し)
- (12) 対象となる事業所 ⑫事業所区域の変更(手続等)
- (13) 温室効果ガス排出量の「総量削減義務の対象となるガス」と「報告対象となるガス」
- (14) 排出係数
- (15) 削減義務量
- (16) 基準排出量 ①基準排出量の算定
- (17) 基準排出量 ②排出量が標準的でない年度
- (18) 基準排出量 ③排出標準原単位
- (19) 基準排出量 ④基準排出量の変更(概要)
- (20) 基準排出量 ⑤基準排出量の変更(具体的な計算方法)

目 次

- (21) 基準排出量 ⑥事業所区域の変更に伴う基準排出量の算定
- (22) 基準排出量 ⑦基準排出量の再計算（再計算を行う理由）
- (23) 基準排出量 ⑧基準排出量の再計算（再計算の方法）
- (24) 削減義務率 ①考え方
- (25) 削減義務率 ②削減義務率と区分の決定方法
- (26) 削減義務率 ③新たに削減義務対象となる事業所の取扱い
- (27) 削減義務率 ④電気事業法第27条に関連する緩和措置（概要）
- (28) 削減義務率 ⑤電気事業法第27条に関連する緩和措置（確認方法等）
- (29) 削減義務率 ⑥事業所区域の変更（削減義務率と適用区分）
- (30) 優良特定地球温暖化対策事業所（トップレベル事業所） ①概要
- (31) 優良特定地球温暖化対策事業所（トップレベル事業所） ②認定申請
- (32) 優良特定地球温暖化対策事業所（トップレベル事業所） ③削減義務率
- (33) 総量削減義務の履行手段 ①概要
- (34) 総量削減義務の履行手段 ②設備更新等のタイミングに柔軟に対応できる義務履行手段
- (35) 総量削減義務の履行手段 ③低炭素電力の選択の仕組み
- (36) 総量削減義務の履行手段 ④低炭素熱の選択の仕組み
- (37) 総量削減義務の履行手段 ⑤高効率コジェネの取扱い
- (38) 総量削減義務の履行手段 ⑥高効率コジェネ受入評価の仕組み
- (39) 総量削減義務の履行手段 ⑦低炭素電力・熱の選択、高効率コジェネからの受入に対する削減量
- (40) 排出量取引 ①全体
- (41) 排出量取引 ②排出量取引で利用可能なクレジット
- (42) 排出量取引 ③超過削減量
- (43) 排出量取引 ④都内中小クレジット（全体像）
- (44) 排出量取引 ⑤都内中小クレジット（手続の流れ）
- (45) 排出量取引 ⑥再エネクレジット（全体像）
- (46) 排出量取引 ⑦再エネクレジット（グリーンエネルギー証書）
- (47) 排出量取引 ⑧再エネクレジット（環境価値換算量）
- (48) 排出量取引 ⑨再エネクレジット（自家消費の場合）
- (49) 排出量取引 ⑩都外クレジット
- (50) 排出量取引 ⑪埼玉連携クレジット
- (51) 排出量取引 ⑫バンキングされた超過削減量等の取扱い
- (52) J-クレジットなど他制度との関係について
- (53) 取引価格の高騰防止策
- (54) 取引価格、都が販売するオフセットクレジット等
- (55) 削減量口座簿の仕組み ①削減量口座簿の概要、指定管理口座、知事の管理口座
- (56) 削減量口座簿の仕組み ②一般管理口座
- (57) 削減量口座簿の仕組み ③取引の例
- (58) クレジットの無効化

目 次

- (59) 口座の記録事項と公表される情報
- (60) 削減量クレジットの会計処理
- (61) 削減量クレジットの税務処理
- (62) 各年度の排出量の算定と検証
- (63) 駐車場、倉庫、小学校などの小原単位建物の取扱い
- (64) 特定計量器の取扱い
- (65) 登録検証機関（第三者機関）の検証が必要なもの
- (66) 検証機関の登録要件
- (67) 主な義務と義務違反時の措置 ①概要
- (68) 主な義務と義務違反時の措置 ②総量削減義務違反に対する措置の詳細
- (69) テナントビルの取扱いについて ①概要（ビルオーナーとテナント事業者の責務等）
- (70) テナントビルの取扱いについて ②ビルオーナーとテナント事業者に求められる行動・対策の例
- (71) テナントビルの取扱いについて ③テナント事業者と特定テナント事業者の例
- (72) テナントビルの取扱いについて ④参考（テナントビルにおけるエネルギー消費等）
- (73) テナントビルの取扱いについて ⑤特定テナント等事業者における省エネの取組を評価・公表する仕組み
- (74) 計画書等の提出書類一覧

(75) 新築ビル等の取扱いについて ①全体

(76) 新築ビル等の取扱いについて ②基準排出量算定までの流れ

4 今後の主なスケジュール等（予定）

5 御質問等をお寄せいただく場合等

- (1) 御質問等をお寄せいただく場合の方法等
- (2) 制度の相談窓口の設置について
- (3) メールマガジンへの登録について

1 気候変動対策の重要性と緊急性

地球温暖化に伴う気候変動は、異常気象の頻発、食糧生産の困難、飲料水の枯渇、海面上昇による居住地の喪失など、世界中の人々にとって生活の基盤となる全てのものを脅かす、人類の直面する最も深刻な環境危機

これからの10年間は、いまを生きる我々の世代が、地球の環境を次の世代に残せるかどうかの分岐点

⇒直ちに温室効果ガス排出総量の大幅な削減に向けた行動を開始しなければならない

※COP13（2007年12月）での2013年以降の先進国における更なる排出削減対策を議論する特別部会での合意では、

I P C C第4次評価報告書の科学的知見に応え、

- ①今後10～15年後をピークに世界全体の排出量を減少に転じさせ、その後、②2050年までに2000年比で半分以上に削減する必要があること、更に、
- ③先進国は2020年までに1990年比で25～40%の削減が必要であること などが明記されています。

2 東京が気候変動対策に取り組む意義

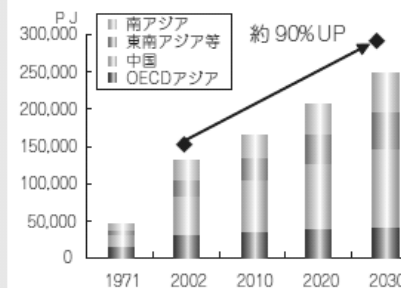
- ① 気候変動がもたらす脅威から、都民の生命、財産、健康を守るとともに、東京自身の持続的な発展を可能とすること。
- ② 東京において、エネルギーを必要最小だけしか使わずに、豊かで快適な都市生活を送ることのできる低炭素型の社会をいち早く実現し、それを新たな都市モデルとして、世界の大都市や発展途上国の都市に発信すること。
- ③ 首都東京を構成する都民、NPO、事業者、行政の連携によって先駆的な施策を実現し、わが国全体の気候変動対策の強化に貢献していくこと。

※ エネルギー資源の有限性を踏まえた危機管理の視点からも、省エネルギー対策は重要

東京の都市活動は、

国内外から供給される膨大な資源に依存
⇒地球規模での気候危機は、東京の社会経済活動の基盤そのものに対する脅威

図表 1 アジアのエネルギー需要見通し
(2030年見通し)



途上国においてこれから都市化する地域では、先進国並みの資源やエネルギーの消費が志向されていくことを考えれば、例えば50年後、現在と同じような規模で、都市がエネルギーの供給を他の地域から得られる保証はない。

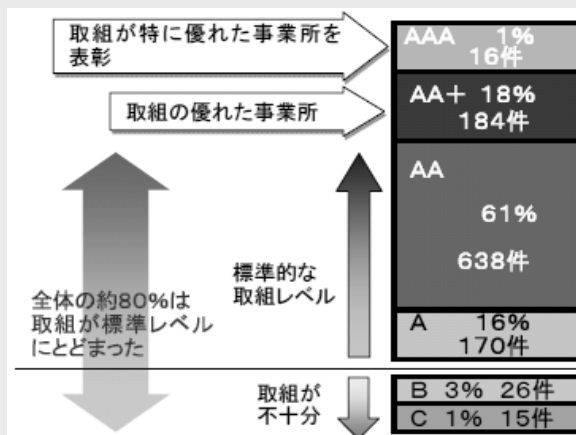
(資料) IEA [World Energy Outlook 2004]

1 (2) 「地球温暖化対策計画書制度」改正の経過

- 地球温暖化対策計画書制度の実施により、**2006 年度の排出実績（2005 年度計画書提出事業者の実績）は、基準年度比で 3.5%減少した。**
AAA 評価の 16 事業所をはじめ、積極的に対策に取り組む事業所が現れた。

- しかしながら、一方で
全体の約 **80%**は取組が
標準レベルにとどまった。

↓
制度強化の必要



- 制度強化の方向性
 1. 削減対策に積極的に取り組まない事業所が見逃される不公平をなくす
 2. 省エネ・CO₂削減を現場スタッフの努力の問題から、経営者が真剣に考慮すべきトップマネジメントの課題に
 3. 総量削減義務化により、削減コストを明確な経営経費に
～省エネにコストを投入することが競争上の不利にならない経営環境づくり
 4. CO₂排出総量が減らなければ、気候変動の危機は回避できない
～原単位削減対策だけでは不十分

総量削減のために、「計画的な対策の実施」を求める現行制度から、
今後は、「削減結果」を求める制度に

■東京都の大規模事業所対策の歩み

2000 年 12 月 環境確保条例公布(公害防止条例の全面改正)
☆「地球温暖化対策計画書制度」の創設

2002 年 4 月 計画書制度（第 1 次）施行

排出量の報告と自主的な目標の設定

2005 年 3 月 環境確保条例改正

☆「地球温暖化対策計画書制度」の強化

2005 年 4 月 計画書制度（第 2 次）施行

都の指導・助言、評価・公表の仕組みを導入

■総量削減義務制度導入までの経緯

2007 年 6 月 気候変動対策方針策定

☆大規模事業所の総量削減義務化を提起

2007 年 5 月～08 年 3 月 環境審議会における審議

2007 年 7 月～08 年 1 月 ステークホルダー・ミーティング

☆制度改正へ向けた議論の進行

2008 年 6 月 環境確保条例改正案可決

2009 年 4 月 改正条例・規則施行

2010 年 4 月 総量削減義務開始

温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度を導入

1 (3) キャップ&トレードの全国導入についての都の提言 (2009 年 11 月 27 日発表)

●都は、キャップ&トレードの導入をめざす国の新たな方針を歓迎し、真に実効性ある制度の実現に積極的に協力していくため、2009 年 11 月、キャップ&トレードの全国導入についての都の提言を公表した。

■制度設計の4つの観点

1. 総量削減を確実に達成する実効性の高い制度であること

- (1) 原単位の改善だけではなく、排出総量の削減を求める制度であること。
- (2) 自主的取組に留まらない、義務的な制度であること。
- (3) 義務違反には、制度の実効性を確保する措置（罰則や課徴金等）を導入すること。

2. 日本経済全体を低炭素型に転換し、持続的な成長を可能とする制度であること

- (1) 中長期的な高い削減目標の設定により、省エネ技術と再生可能エネルギーの計画的な投資を促進し、低炭素型社会への転換を加速する制度とすること。
- (2) 産業部門、エネルギー転換部門とともに、業務部門をも対象とし、エネルギー・資源の供給側と需要側の双方で削減に取り組む制度とすること。
- (3) 国際競争にさらされるエネルギー集約産業には適切な配慮措置を導入すること。

3. 国際的な共通性と日本での先駆的な取組を踏まえた制度であること

- (1) 将来的な国際炭素市場とのリンクを展望した国際的共通性を有する制度であること。
- (2) 我が国におけるこれまでの先駆的な取組を踏まえた制度であること。

4. 国と地方が共に積極的な役割を果たす制度であること

- (1) 国と地方が役割を分担し、地方の創意が活かせる制度とすること。
- (2) 中央政府への権限集中とその肥大化を防ぎ、国の地方機関のスリム化と整合する制度であること。

■全国キャップ&トレード制度の基本的枠組み

- ・「国家キャップ&トレード制度」と「地域キャップ&トレード制度」の二つの制度で構成

【特徴①】 国と地方との連携（共に積極的な役割を果たす）

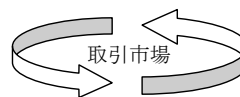
- ・総排出許容量（キャップ）の設定や排出量取引ルール等は国が法令で定めるが、条例による基準の上乗せ等を可能にするなど、地方の裁量を可能とした制度に。
- ・国と地方の役割分担により、中央政府への権限集中とその肥大化を防ぎ、国の地方機関のスリム化と整合する制度に。

【特徴②】 エネルギーの供給側と需要側の両方を対象

- ・「エネルギー・資源の供給側と需要側」、「産業部門と業務部門」の双方を対象とし、国内総排出量の6割以上をカバー

『国家キャップ&トレード制度』

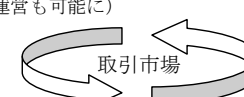
- ・対象：発電所・製鉄所など、特に大規模なエネルギー・資源供給施設（全国 500 所で日本の排出量の約 5 割）
- ・国が直接執行



※将来的な国際リンクも視野に

『地域キャップ&トレード制度』

- ・対象：都制度に準じ、大規模なオフィスビルや工場など（全国で 1 万 4 千事業所）
- ・都道府県・政令指定都市が運営（一部事務組合又は広域連合の設置による運営も可能に）



※全国的な市場を形成

1 (4) 東京における気候変動対策の成果と展開 (2010年3月31日発表)

〔目的〕

2007年6月に策定した「東京都気候変動対策方針」策定後の到達点を確認するとともに、都の今後の施策展開を示し、国の対策強化を提言することを目的として発表

I 「東京都気候変動対策方針」策定以降の5つの成果

- 1 世界で3番目、アジアで初の「キャップ&トレード」など先駆的制度を実現
- 2 グリーンビル時代の幕を開く—CO₂排出を1/2に削減するビルなど、従来と一線を画する水準に
- 3 「生グリーン電力」供給など新たなビジネスモデルを創出・活性化—太陽光発電の導入スピードは5倍化
- 4 都の総力を投入する気候変動対策の体制づくり—3年度で、合計959億円の事業を予算化
- 5 環境先進都市として世界でのプレゼンスを高める—欧州連合、世界銀行、国際メディアも都施策に注目

II 世界の気候変動対策をめぐる状況

都市政府、準国家政府（州・県等）が気候変動対策の新たな担い手に

○北米諸州が州レベルのキャップ&トレードを国に先駆けて推進

地域温室効果ガスイニシアティブ(RGGI)2009年1月〜西部気候イニシアティブ(WCI)2012年1月〜

○カリフォルニア州等が準国家政府ネットワーク「R20」創設へ（2010年9月）

III 各分野の気候変動対策の着実な推進

○「総量削減義務と排出量取引制度」の着実な実施

・対象事業所に1332事業所を指定。

・円滑な義務履行へ向けバックアップ・プロジェクトを実施

① トップレベル認定基準を活用した省エネアドバイス

2010年夏頃から、対象事業所からの希望により、省エネ専門家が対象事業所に赴き、トップレベル認定基準を活用した対策アドバイスを実施（募集は2010年8月開始。対策アドバイスは同年11月開始）。

② 省エネチューニング実践セミナー

事業所の利用状況にあわせて熱源機器などの設定をきめ細かく調整し、運転プロセスを最適化する省エネチューニングにより、総量削減を実現している事例も少なくないため、この分野で先駆的な経験を持つ専門家、実際に効果をあげた事業所の担当者などを招いて、経験とノウハウを提供する省エネチューニングセミナーを開催（2011年3月）。

③ テナントビル向け対策セミナー

テナント事業者の省エネ対策の推進を図るため、テナント事業者向けの対策事例集の紹介などを行う対策セミナーを開催（2010年6月）。

④ データセンター・グリーン化セミナー

本制度ではデータセンターも削減義務の対象となるが、データセンター事業者の取組の推進を図る必要がある。このため、企業等とともに、設備担当者やIT部門の担当者をも対象とするデータセンター事業者の省エネ対策に関するセミナーを開催（2010年11月）。

⑤ 都内中小クレジット事業化サポートセミナー

都内中小クレジットの事業化を促進するため、対象事業所や中小規模事業所、省エネビジネス事業者、金融機関等を対象に、オフセットクレジットの対象となりうる対策事例、事業化にあたっての留意点などを説明するセミナーを開催（2010年7月）。

○「地球温暖化対策報告書制度」、「省エネ促進・クレジット創出プロジェクト」の実施

○北海道及び東北4県と再生可能エネルギーの地域間連携で協定を締結

IV 我が国の気候変動対策の強化のために

- 1 総量削減を中核とする実効性の高いキャップ&トレードの導入—原単位ではなく総量削減が必須
- 2 建築物の低炭素化
- 3 自動車からの温室効果ガス総量削減をめざす燃費制度の導入
- 4 再生可能エネルギーの体系的な利用拡大
- 5 プラスチック起源CO₂の削減を促進するための新たな制度

V 東京の気候変動対策のさらなる展開

○気候変動対策を基軸に東京の成長を実現—産業政策との連携

○低炭素型都市づくり—都市計画、都市交通政策、住宅政策等との連携 など

1 (5) 気候変動対策における都市の役割と連携

◆パリ協定

- ・2015年11月にパリ市で開催されたCOP21において、2020年以降の気候変動対策の新たな国際的枠組みである「パリ協定」が採択
- ・世界共通の長期目標として、産業革命前からの平均気温の上昇を2℃未満に保つこと、1.5℃に抑える努力を追求することが明記
- ・今世紀後半には温室効果ガスの実質的な排出をゼロ（人為的な温室効果ガスの排出と吸収源による除去の均衡）とする目標を掲げている。（脱炭素化）
- ・先進国だけでなく開発途上国にも対策への取組を課し、5年ごとに各締約国において削減目標を見直すこと、市場メカニズムの活用、先進国による開発途上国に対する支援資金の提供、イノベーションの重要性、開発途上国の能力開発、世界全体の進捗状況を5年ごとに締約国会議で把握することなどを規定

2016年11月パリ協定発効、同月にCOP22開催（マラケシュ）

2018年12月のCOP24（カトヴィツェ）では、すべての国に共通に適用される実施指針（ルールブック）を採択

◆東京都の取組

- ・COP21に先駆けて開催された「気候変動に関する首長サミット（Climate Summit for Local Leaders）」への参加

→「パリ市庁舎宣言」：2030年までに世界の都市・地域あわせて年間最大37億t-CO₂のGHG削減、2050年までにGHG80%削減を目標。都市間のパートナーシップの強化や、国際機関、国家政府、民間セクター、市民社会と協働し、対策を進める。



東京都環境基本計画の策定 平成28(2016)年3月

> 将来像

省エネルギー・エネルギーマネジメントの推進により、エネルギー利用の高効率化・最適化が進展し、エネルギー消費量の削減と経済成長が両立した、持続可能な都市が実現している。

> 政策目標

◆ 2030年までに、東京の温室効果ガス排出量を2000年比で30%削減する

産業・業務部門：20%程度削減（業務部門で20%程度削減）、家庭部門：20%程度削減、運輸部門：60%程度削減

◆ 2030年までに、東京のエネルギー消費量を2000年比で38%削減する

産業・業務部門：30%程度削減（業務部門で20%程度削減）、家庭部門：30%程度削減、運輸部門：60%程度削減

◆ 2030年までに、都内の再生可能エネルギーによる電力利用割合を30%程度に高める

1 (6) 条例・規則・指針等の体系

『都民の健康と安全を確保する環境に関する条例』

地球温暖化対策の抜本的強化を目指すため、条例を改正（2008.6.25）
温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度の導入

『都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則』

改正した条例に関する詳細事項

対象事業所の要件、削減義務率の値、対象ガス、書類の提出時期などを規定

【地球温暖化対策に関するその他の主な制度】

- ・地球温暖化対策報告書制度（対象：中小規模事業所）
- ・地域エネルギー有効利用計画書制度（対象：特定開発事業者）
- ・建築物環境計画書制度（対象：延床面積 5,000 ㎡以上の新增築建築物の建築主）
- ・エネルギー環境計画書制度（対象：小売電気事業者）

『各種ガイドライン』

排出量の算出方法やクレジットの認定方法等の詳細ルールを規定

＜対象事業所（共通①：「自らの事業所での削減対策」関係）＞

- ・特定温室効果ガス排出量算定ガイドライン／検証ガイドライン
- ・その他ガス排出量算定ガイドライン
- ・その他ガス削減量算定／検証ガイドライン
- ・基準排出量算定における実績排出量選択のための運用管理基準の適合認定ガイドライン
- ・電気事業法第 27 条に関連する削減義務率の緩和措置に関するガイドライン
- ・中小企業等が二分の一以上所有する指定相当地球温暖化対策事業所に関するガイドライン

＜対象事業所（共通②：「排出量取引（各種クレジット）の取扱い」関係＞

- ・都内中小クレジット算定／検証ガイドライン
- ・再エネクレジット算定／検証ガイドライン
- ・都外クレジット算定／検証ガイドライン
- ・取引運用ガイドライン
- ・会計処理に関する基本的考え方

＜希望する対象事業所向け＞

- ・トップレベル事業所認定基準／認定ガイドライン／検証ガイドライン

＜検証機関向け＞

- ・検証機関の登録申請ガイドライン
- ・東京都登録検証機関評価制度要綱

『地球温暖化対策指針』

事業者が取り組むべき地球温暖化対策の方向性や対策内容を規定

- ・温暖化対策推進体制の整備
 - ・温室効果ガス排出量の把握
 - ・温暖化対策の計画と実施
 - ・地球温暖化対策計画書の作成
 - ・テナントにおける温暖化対策の推進
- などを規定

『各種様式』

都に提出の必要な様式類

- ・対象事業所向けの様式
- ・検証機関向けの様式
- ・特定テナント向けの様式
- ・排出量取引に関する各種様式

『点検表』

『対策事例集』

2(1) 総量削減義務と排出量取引制度のポイント(2010年度～)

■大規模事業所向け制度の主な変更点等

		旧制度(地球温暖化対策計画書制度)	新制度(排出総量削減義務と排出量取引制度)
●温室効果ガス排出量の削減		対策推進義務	排出総量の削減義務と排出量取引制度の導入
●計画書等の作成・提出・公表		「地球温暖化対策計画書」、 「排出状況報告書」、「中間報告書」、 「結果報告書」の提出・公表 (該当年度により異なる提出様式)	毎年度、計画と状況報告を 「地球温暖化対策計画書」として提出・公表 (毎年度、提出する書類を、同じ様式に統一)
●温室効果ガス排出量(年間)の算定		自己申告による報告	登録検証機関の「検証」を経て報告 ※「検証」に必要な書類等の保存をお願いします。
●推進体制 の整備	●削減対策等の技術的な助言を行う テクニカルアドバイザーの選任	選任努力義務	必置義務 ※名称を「技術管理者」に変更しています。
	●一定規模以上のテナント事業者	ビルオーナーの削減対策に協力する 努力義務	左に加え、「特定テナント等事業者 ^{※1} 」として、 削減対策を計画化する義務 ※1「特定テナント等事業者」の要件 ・床面積 5,000m ² 以上を使用 ・1 年間の電気使用量が 600 万 kWh 以上
●取り組みが不十分		勧告、違反事実の公表	義務不足量×1.3 倍の削減をするよう措置命令 命令違反の場合、違反事実の公表／知事が命令不足量を 調達し対象事業者にその費用を請求／罰金
●その他必要な手続等を行わなかった場合		勧告、違反事実の公表	勧告、違反事実の公表に加え、罰金

■(参考) 中小規模事業所向け制度(2010年度～)

	対象事業所	内容
地球温暖化対策報告書制度	同一法人等が設置する複数の事業所を合算した エネルギー使用量が原油換算 3,000kL 以上 ^{※2}	・「地球温暖化対策報告書」の提出 ・事業所における省エネ対策の推進

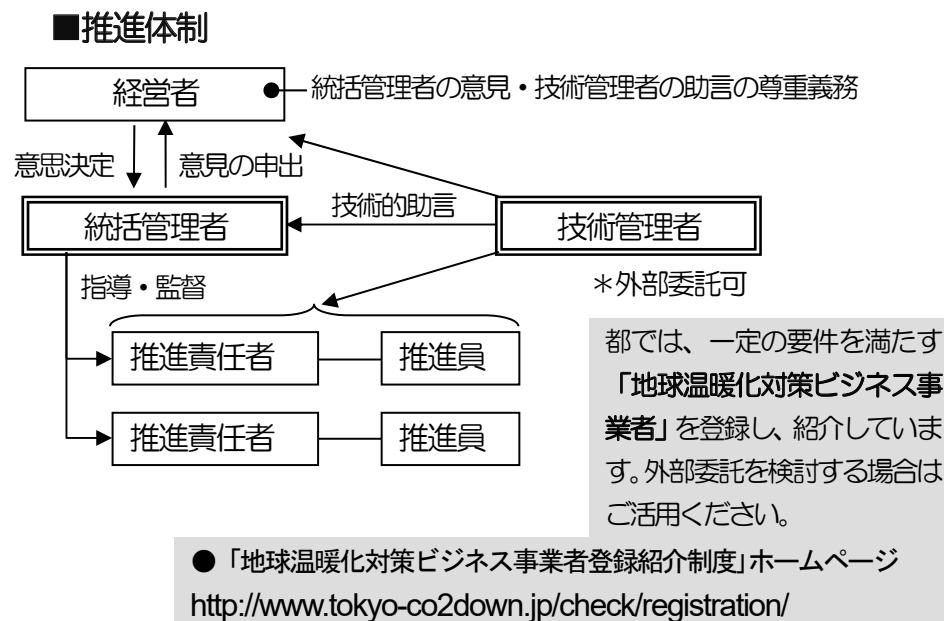
※2 エネルギー使用量が原油換算 1,500kL 以上の事業所、30kL 未満の事業所、特定テナント等事業所は、合算対象から除く。

2 (2) 推進体制の整備

● 事業者は、対象事業所ごとに、次の者を選任しなければならない（選任義務）。

- ①「統括管理者」（役割）その事業所の対策実施状況を把握し、従業員の指導・監督や経営者への意見申出を行う。
- ②「技術管理者」（役割）経営者や統括管理者に対し、技術的助言を行う。（外部委託も可能）
*同一の人が複数の事業所の技術管理者になること（兼任）については、5事業所まで

● 事業所の規模に応じて、『推進責任者』及び『推進員』を選任するものとする。



統括管理者の要件

- ①指定地球温暖化対策事業者の地球温暖化対策に係る業務を統括する部署に所属し、地球温暖化対策の実施に関する決定の権限及び責任を有すること
- ②都の定める講習会を修了すること*

技術管理者の要件

- ①以下に示す資格のいずれかを有すること

エネルギー管理士、一級建築士、一級建築施工管理技士、一級電気工事施工管理技士、一級管工事施工管理技士、建築設備士、技術士（建設、電気電子、機械、衛生工学、環境、総合技術監理（建設、電気電子、機械、衛生工学、環境））

- ②省エネルギー診断を実施する能力を有すること
- ③都の定める講習会を修了すること*

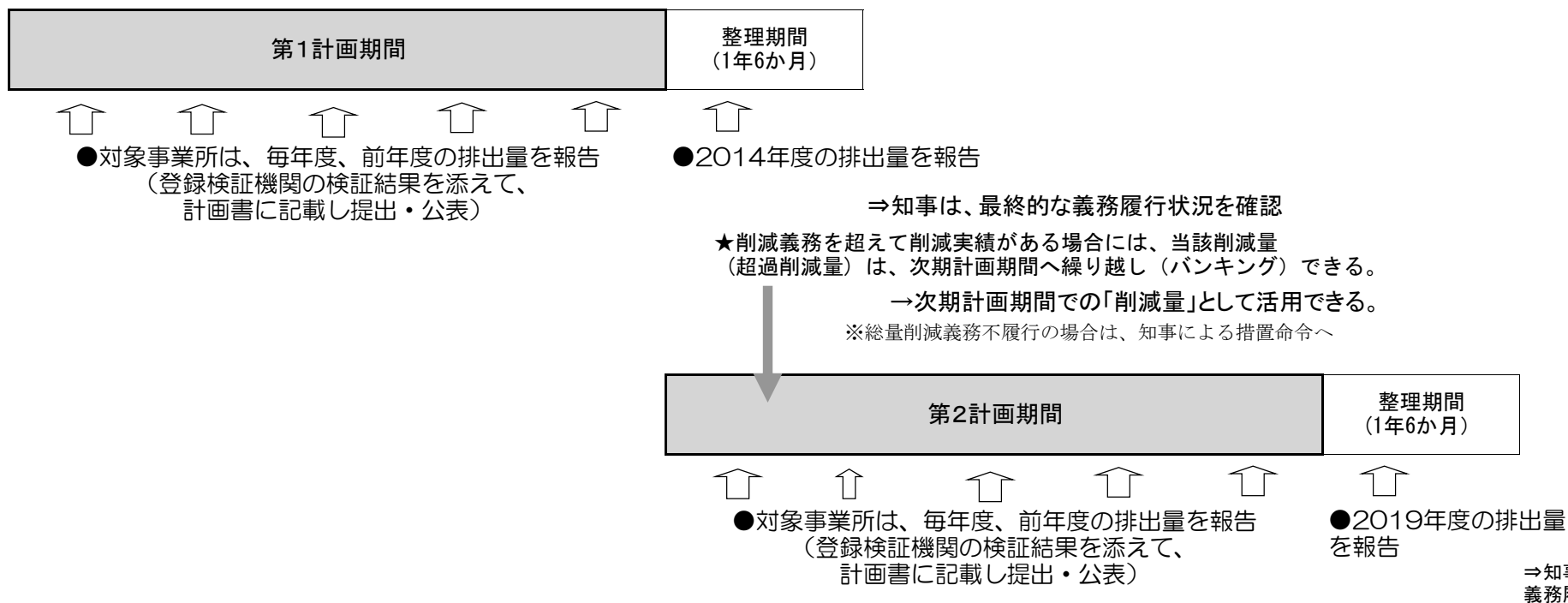
第2計画期間からの変更点

※第2計画期間以降に、新たに指定地球温暖化対策事業所となる事業所において、統括管理者等の経験がない者が統括管理者等になる場合は受講義務
 その他の場合、受講は任意（受講しない場合は、制度についての理解に努めること。）
 （講習会は毎年度、春と秋に開催予定）

2(3) 削減計画期間

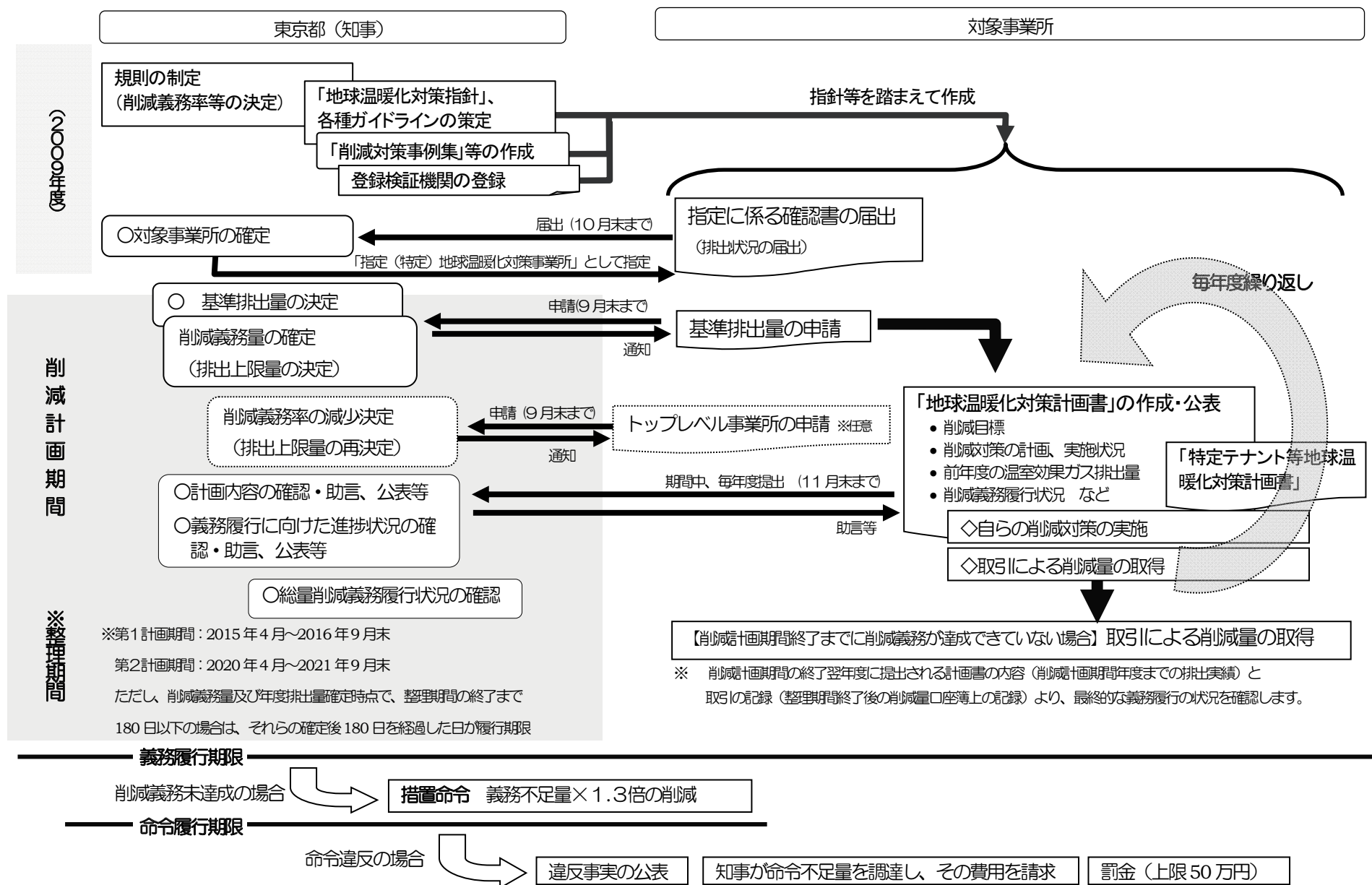
- 削減計画期間：5年間（例）第1計画期間:2010～2014年度、第2計画期間:2015～2019年度
- 最終的な削減義務の履行確認は、整理期間（1年6か月）の終了後に実施
- 削減計画期間中は、削減義務履行に向けた状況確認のため、対象事業所は、毎年度、前年度の温室効果ガス排出量を都へ報告
※排出量の報告に際しては、知事の登録を受けた登録検証機関の「検証結果」を添付する必要

平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度
2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022



2(4) 制度全体の流れ(概要) ※基本

削減計画期間：5年間（第1計画期間：2010～2014年度、第2計画期間：2015～2019年度）



2 (5) 第2計画期間の主な改正点

		第1計画期間 (2010-2014)	第2計画期間 (2015-2019)
推進体制の整備	統括管理者 技術管理者	○都の定める講習会の受講義務 ・全ての統括管理者等に講習会の受講義務	○都の定める講習会の受講義務 ・新たに指定地球温暖化対策事業所となる事業所において、統括管理者等の経験がない者が統括管理者等になる場合は受講義務。その他の場合は受講任意
制度の対象	対象事業所	○対象事業所の分類 ・指定地球温暖化対策事業所と特定地球温暖化対策事業所	○対象事業所の分類 ・同左のうち、中小企業等が 1/2 以上所有する事業所を新たに指定相当地球温暖化対策事業所 [※] に分類 ※指定相当地球温暖化対策事業所は削減義務対象外。計画書の提出・公表等は必要
	事業所区域	○事業所区域の変更 ・規定なし	○事業所区域の変更 ・対象事業所に指定された後に、一事業所とみなされる建物等の数が増減した場合（指定地球温暖化対策事業所に指定されていない建物等の数が増加した場合を除く。）、事業所区域を変更可能（任意申請）
	指定取消し	○指定取消しの要件 ・①事業活動の廃止又はその全部の休止、②前年度の原由換算エネルギー使用量が1,000kL未滿、③原由換算エネルギー使用量が前年度までの3か年度連続して1,500kL未滿	○指定取消しの要件 ・同左の要件①～③に、④前年度に中小企業等が1/2以上所有、⑤事業所区域の変更を追加
	対象ガス	○その他ガスの種類 ・6ガス（非エネルギー起源 CO ₂ 、CH ₄ 、N ₂ O、PFC、HFC、SF ₆ ）	○その他ガスの種類 ・同左の6ガスに、NF ₃ [※] を追加して7ガス ※NF₃は平成27年度から算定し、平成28年度以降報告
	排出係数	○排出係数 ・計画期間開始前に設定し、計画期間中は固定 （例）電気 0.382t-CO ₂ /千kWh	○排出係数 ・直近のデータを反映して設定。計画期間中は固定 （例）電気 0.489t-CO ₂ /千kWh
総量削減義務	基準排出量	○基準排出量の算定 ・第1計画期間の排出係数、排出標準原単位を基に算定	○基準排出量の算定 ・第2計画期間の排出係数、排出標準原単位を基に算定 [※] ※第1計画期間の基準排出量は再計算 ・事業所区域の変更に伴う基準排出量の算定を追加
		○排出量が標準的でない年度 ・排出量が標準的でない年度を1年度のみ除き、2か年度平均を選択可能	○排出量が標準的でない年度 ・排出量が標準的でない年度を最大2年度まで除き、2か年度平均又は単年度を選択可能
		○標準原単位 ・旧制度（地球温暖化対策計画書制度）の対象事業所データ（2005～2007年度）をもとに排出標準原単位を設定	○標準原単位 ・排出係数の変更による影響を反映して排出標準原単位を設定 ・一部の用途区分を細分化

2 (5) 第2計画期間の主な改正点 (続き)

		第1計画期間 (2010-2014)	第2計画期間 (2015-2019)
総量削減義務	基準排出量	○熱供給事業所における基準排出量の変更要件 ・熱供給先の床面積の増減が基準年度における同床面積の6%以上となる時	○熱供給事業所における基準排出量の変更要件 ・熱種類ごとの供給先の床面積を合計した値の増減が基準年度における同床面積の6%以上となる時
総量削減義務	削減義務率	○削減義務率 ・区分Ⅰー1 8%、区分Ⅰー2 6%、区分2 6%	○削減義務率 ・区分Ⅰー1 17%、区分Ⅰー2 15%、区分2 15% ・新たに削減義務対象となる事業所の削減義務率を緩和 ・電気事業法第27条に関連する事業所の削減義務率を緩和 ・第1計画期間に認定されたトップレベル事業所に限り、認定後5年間、削減義務率を緩和 ・事業所区域の変更に伴う削減義務率と適用区分を追加
	トップレベル事業所	○認定基準 ・地球温暖化対策の推進の程度が特に優れた事業所の基準	○認定基準 ・省エネルギー技術の進展に合わせ、認定基準の引き上げを2段階で実施 (2015年度と2017年度)
義務履行手段	履行手段	○自らで削減 ・高効率なエネルギー消費設備・機器への更新や運用対策の推進など ○排出量取引 ・託送によるグリーン電力 (生グリーン電力供給) の再生可能エネルギーによる環境価値を義務履行に利用可能	○自らで削減 ・同左に、低炭素電力・熱の選択の仕組みと高効率コジェネ受入評価の仕組み※を追加 ※第1計画期間で行っている排出量の補正は行わない。 ○排出量取引 ・低炭素電力の選択の仕組みに移行 ○第1計画期間からのバンキング ・第1計画期間の超過削減量やクレジットを第2計画期間の義務履行に利用※ ※第1計画期間と比較して第2計画期間の排出係数が大きくなる場合は、バンキング量に都が規定する倍率を乗じる。
その他	小原単位建物	○小原単位建物の取扱い ・主たる事業以外の事業のみに使用され、かつ CO₂ 排出原単位が一定値以下である小規模な建物についても基準排出量と年度排出量の算定に含める。	○小原単位建物の取扱い ・主たる事業以外の事業のみに使用され、かつ CO₂ 排出原単位が一定値以下である小規模な建物がある場合、当該建物の排出量を基準排出量と年度排出量の算定から除外できる。
	特定計量器	○特定計量器の取扱い ・燃料等使用量を購買伝票等により把握不可能である場合は、取引又は証明に使用可能な計量器での実測に加え、緩和措置として 2014 年度末までは、取引又は証明に使用可能な計量器ではない計量器による実測も可能	○特定計量器の取扱い ・燃料等使用量を購買伝票等により把握不可能である場合は、取引又は証明に使用可能な計量器での実測に限る。ただし、取引又は証明に使用可能な計量器ではない計量器で実測する場合は、公平性の観点から、保守的な算定とする。

2 (5) 第2計画期間の主な改正点 (続き)

		第1計画期間 (2010-2014)	第2計画期間 (2015-2019)
その他	特定テナント等事業者	○要件 ・①床面積 5,000m ² 以上を使用している事業者、②床面積にかかわらず、前年6月1日からの1年間の電気使用量が 600 万 kWh 以上の事業者	○要件 ・①床面積 5,000m ² 以上を使用している事業者、②床面積にかかわらず、前年4月1日からの1年間の電気使用量が 600 万 kWh 以上の事業者
	提出書類	○提出時期 ・指定地球温暖化対策事業所廃止等届出書 事業廃止：30 日以内、規模縮小：1 1 月末まで	○提出書類 ・事業所区域変更申請書、指定相当地球温暖化対策事業所に係る届出書等を追加 ○提出時期 ・指定地球温暖化対策事業所廃止等届出書 事業廃止：4 月～8 月に廃止の場合、9月末まで、それ以外は 30 日以内 規模縮小・指定相当：9月末まで

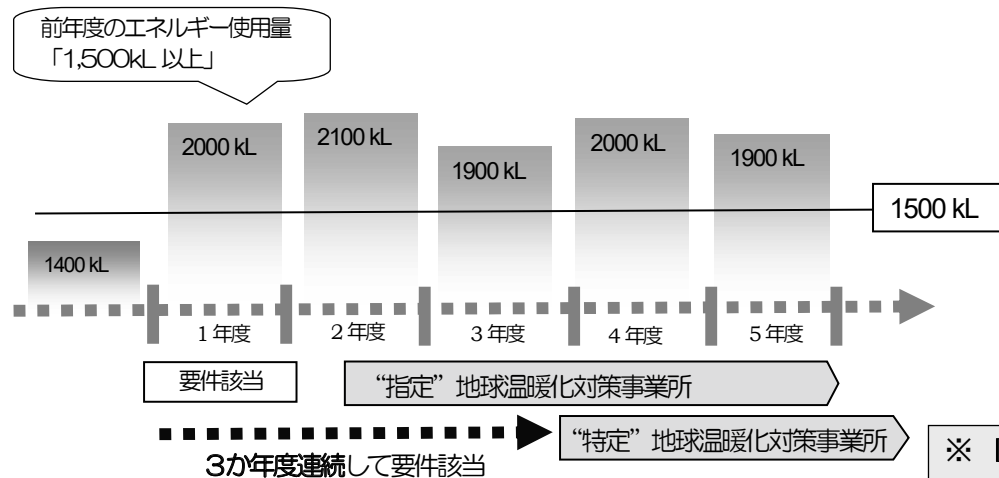
3（１） 対象となる事業所 ①要件と義務対象者

- 対象事業所の規模要件：前年度の燃料、熱及び電気の使用量が、原油換算で年間 1,500 kL 以上
- 対象事業所の規模要件に該当する場合、事業者は、知事に「届出」
※登録検証機関の「検証結果」を添えて、都に報告することが必要
⇒ 知事は、当該事業所を「指定地球温暖化対策事業所」に指定
- 当該事業所が、3か年度（使用開始年度は除く。）連続してエネルギー使用量が原油換算 1,500 kL 以上に該当する場合
⇒ 知事は、当該事業所を、総量削減義務の対象事業所となる「特定地球温暖化対策事業所」に指定
- 削減義務の対象者：対象となる事業所の所有者（原則） ※所有者以外の排出責任者として規則で定める者が届け出た場合はその者

■対 象 事業所単位

■規 模 前年度の燃料、熱及び電気の使用量が、
原油換算で年間 1,500 kL 以上の事業所

■「指定」地球温暖化対策事業所」と「特定」地球温暖化対策事業所」



■主な義務

“指定” 地球温暖化対策事業所

- ・毎年度、計画書を提出する義務、
- ・組織体制を整備する義務、
- ・削減義務以上に自主的・主体的に削減する目標を設定する義務、
- ・統括管理者、技術管理者の選任義務 など

“特定” 地球温暖化対策事業所

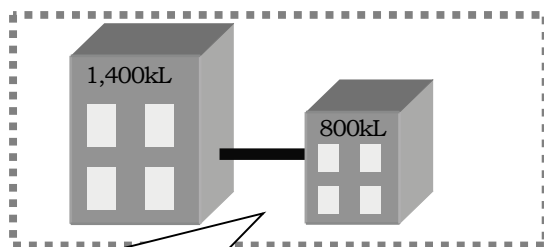
- “指定” 地球温暖化対策事業所」の義務に加えて、
- ・排出総量の削減義務

※ 旧制度の対象事業所は、2006 年度から 2008 年度までの3か年度連続してエネルギー使用量が原油換算 1,500 kL 以上であれば、本制度の開始時（2010 年度）には、「特定地球温暖化対策事業所」に

3 (2) 対象となる事業所 ②対象事業所の範囲のとりえ方

- 対象事業所の範囲は、基本的には建物、施設単位（住居の用に供する部分で使用されたものを除く。）
 - 複数の建物等を一つの事業所とみなす場合の考え方
 - (1) エネルギー管理の連動性を有する複数の建物等がある場合、これらを合わせて一つの事業所とみなす。
 - (2) 共通の所有者が存在する建物・施設が隣接又は近接している場合、当該近隣の建物等を合わせて一つの事業所とみなす^{※1}。
- ※1 ①建物と建物が近隣の場合：主たる使用者が同一である場合に限る。
 ②建物と施設（平面駐車場及び平面駐輪場を除く。）が近隣の場合
 ： 建物の主たる使用者と施設を使用して事業活動を行う者が同一である場合に限る。
 ③建物と平面駐車場又は平面駐輪場が近隣の場合
 ： 平面駐車場・駐輪場の利用状況等を踏まえ、建物との機能的一体性があると都が認める場合に限る。
 ④施設と施設が近隣の場合：共通する所有者が存在すれば一つの事業所とみなす。

(1) エネルギー管理の連動性がある場合

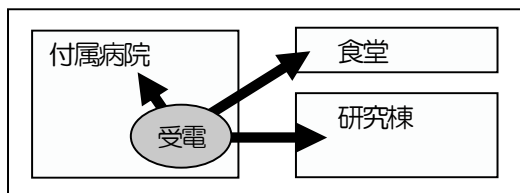


エネルギー管理の連動性がある場合、合計1,500kLを超えていれば指定地球温暖化対策事業所とみなす。

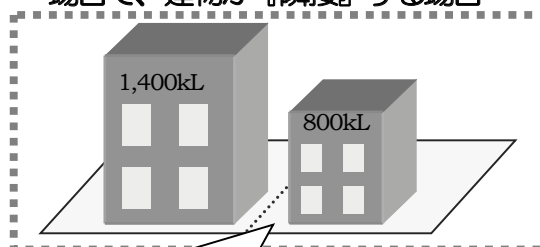
※エネルギー管理の連動性

- ①受電点など、エネルギー供給事業者からのエネルギー供給を受ける地点が同一である。
- ②熱供給施設で導管を連結している。

【例】



(2) ①事業者が近隣に建物を所有する場合で、建物が『隣接』する場合



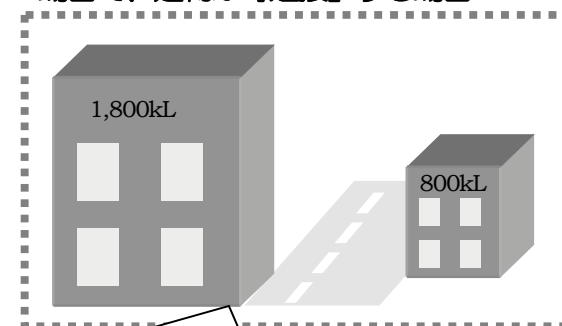
合計で1,500kLを超えていれば、指定地球温暖化対策事業所とみなす。

※『隣接』と『近接』の違い

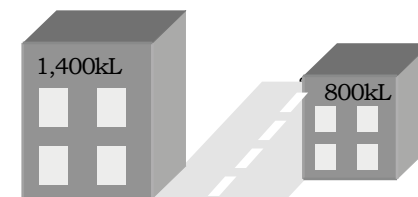
建物等またはそれに付属する周囲の土地が、間に他の建物等、道路、水路を挟まずに接している場合を『隣接』、挟んでいれば『近接』とする。

（詳細は、「特定温室効果ガス排出量算定ガイドライン」を参照）

(2) ②事業者が近隣に建物を所有する場合で、建物が『近接』する場合



1,500kL以上の核となる建物等があるため、指定地球温暖化対策事業所となる。
 （2棟合わせて一つの事業所とみなす）



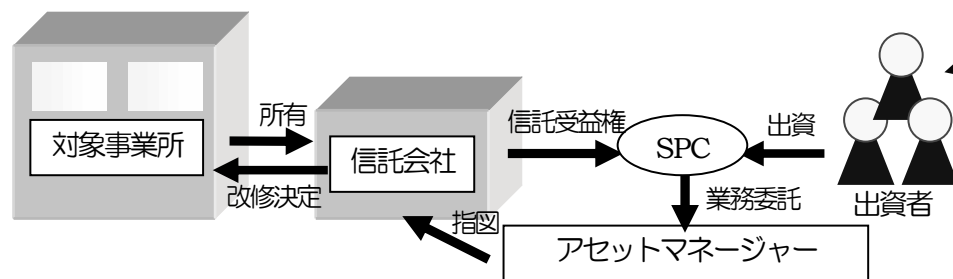
1,500kL以上の核となる建物等がないため、指定地球温暖化対策事業所とはならない。

3 (3) 対象となる事業所 ③総量削減義務の対象者

- 対象となる事業所の所有者（原則）
 - 次に掲げる者が、都に届け出た場合には、所有者に代わって、又は所有者等と共同で、義務を負うことが可能
（所有者が複数いるときは、所有者のうち次に掲げる者に該当するものが都に届け出ることにより、一部の所有者に義務を限定することが可能）
 - ・区分所有されている場合の管理組合法人
 - ・信託されている場合の信託受益者
 - ・証券化され、かつ、SPC が直接所有している場合のアセットマネージャー
 - ・証券化され、かつ、信託されている場合のアセットマネージャー
 - ・PFI 事業として整備されている場合の SPC
 - ・主要テナント※1
- （①特定テナント等事業者、②単独で5割以上排出している場合のテナント、③複数で計5割以上排出している場合の複数のテナント）
- ・その他契約などにより設備更新等の権限を有する者

※1 所有者等と共同で義務者となる場合に限る

●（例）証券化物件の場合（信託を利用している場合）



【総量削減義務の対象者】

原則：信託会社（所有者）

届出により義務を負うことができる者：

- ①受益者である SPC
- ②その指図権の委託を受けたアセットマネージャー

■対象事業所において削減義務者（所有者等）が複数存在する場合の「事務手続」について

各種書類の提出などの事務手続に関して、複数の削減義務者から一の代表者が「事務手続の委任」を受けている場合には、当該代表者が、その後の書類等の提出事務を実施することが可能です（各種書類の提出ごとに、複数の削減義務者の押印等を行う必要はありません。）。

こうした手続を希望される場合は、「事務手続の委任」を受けていることを証明する書類を東京都に御提出ください。なお、この手続は、あくまで「事務手続の委任」であり、当該代表者が削減義務を代理するための手続ではありません。

◆義務者の変更、事務手続の委任等について御相談のある場合は、「制度のヘルプデスク（相談窓口）」をご利用ください。

３（４） 対象となる事業所 ④所有者に代わって、又は共同で義務を負う場合の例

● 例①： 区分所有（所有者が複数存在）の場合、設備更新権限所有者及び主要テナントが存在する場合の義務者について

区分	事業者の種類	原則	例 1	例 2	例 3	例 4	例 5
			管理組合法人が、所有者A・B・Cの同意書を添付して「所有事業者等届出」提出	所有者Aが、B・Cの同意書を添付して「所有事業者等届出」提出	設備更新権限所有者が、所有者A・B・Cの同意書を添付して「所有事業者等届出」提出	所有者Aと設備更新権限所有者が、所有者B・Cの同意書を添付して「所有事業者等届出」提出	設備更新権限所有者と主要テナントが、所有者A・B・Cの同意書を添付して「所有事業者等届出」提出
所有者	所有者A	所有者全員で共同義務	義務なし	単独で義務	義務なし	設備更新権限所有者と共同義務	義務なし
	所有者B			義務なし		義務なし	
	所有者C						
設備更新権限所有者等	管理組合法人		単独で義務				
	設備更新権限所有者				単独で義務	所有者Aと共同義務	主要テナントと共同義務
テナント	主要テナント						設備更新権限所有者と共同義務

● 例②： 信託を利用している場合や証券化物件等の場合

区分	事業者の種類	例 1	例 2	例 3	例 4	例 5
		【所有者：信託会社】 信託契約を締結し、オリジネータが委託者兼当初受益者となる場合	【所有者：SPC】 証券化物件をSPCが直接所有する場合	【所有者：SPC】 証券化物件をSPCが直接所有し、SPCがアセットマネージャー（AM）に業務委託し、AMの指図に基づき信託会社が不動産の管理、運用、処分を行う場合	【所有者：信託会社】 証券化物件を信託契約し、その受益権をSPCに譲渡している場合	【所有者：信託会社】 証券化物件を信託契約し、その受益権をSPCに譲渡している場合
所有者	オリジネータ	義務を負うことが可能				
	信託会社	原則			原則	原則
所有者または設備更新権限所有者等	SPC（信託受益者）		原則	原則	義務を負うことが可能	義務を負うことが可能
設備更新権限所有者等	アセットマネージャー			義務を負うことが可能		義務を負うことが可能
テナント	主要テナント	共同で義務を負うことが可能	共同で義務を負うことが可能	共同で義務を負うことが可能	共同で義務を負うことが可能	共同で義務を負うことが可能

3 (5) 対象となる事業所 ⑤対象事業所・所有者の変更について

●次の変更については、届出が必要となる。

①対象事業所の売買等に伴い、所有者が変更した場合※1

⇒新所有者：『指定地球温暖化対策事業者変更届出書』の提出（変更が生じた日から30日以内）

『前事業者排出量把握申請書』の提出（任意※2）（変更が生じた日から60日以内）

⇒前所有者：『前事業者排出量報告書』の提出（新所有者より申請があった場合）（報告を求められた日から90日以内）

（所有者の変更が生じた場合、整理期間（第2計画期間については2020年4月～2021年9月末）の終了時における対象事業所の所有者が、5年間分の総量削減義務を負う。）

②対象事業所の名称・所在地、対象事業者の社名・代表者・事務所の所在地等が変更した場合

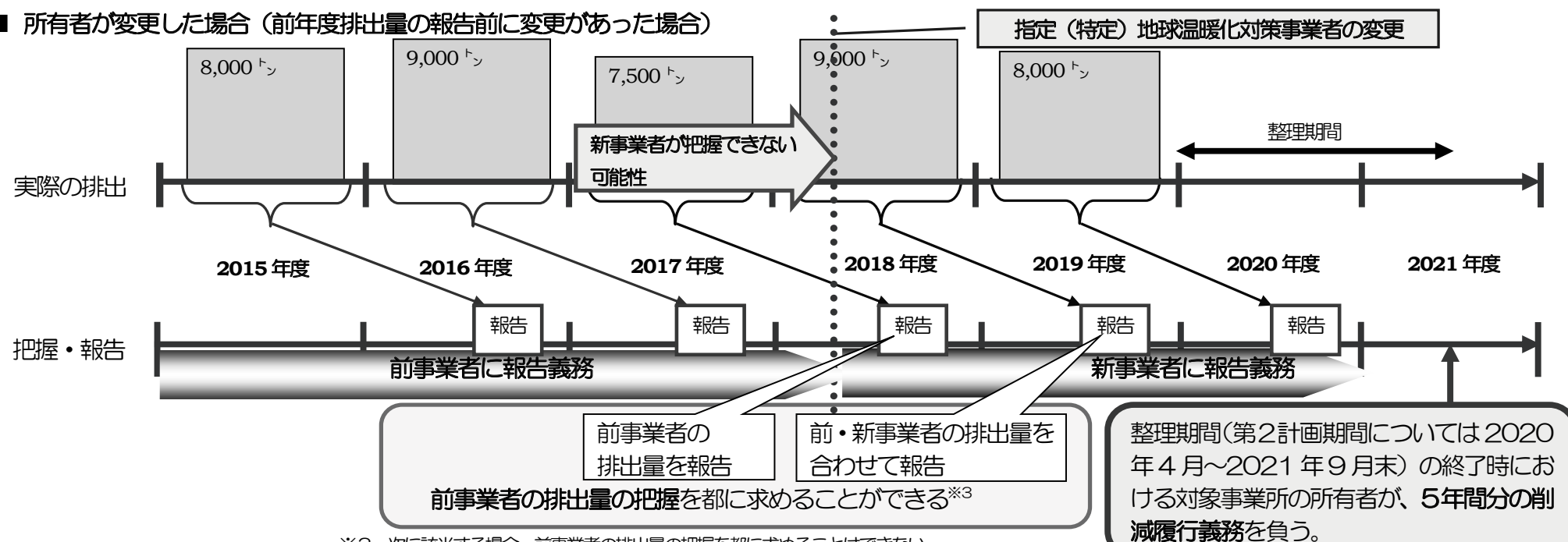
⇒『指定地球温暖化対策事業者氏名等変更届出書』の提出（変更が生じた日から30日以内）

ただし、変更があった日から30日以内に他の届出等を行う場合にあっては、それらの届出等の中で変更内容を記載することにより、変更を届け出ること可能です。

※1 ここでは所有者が1人である場合など単純な手続について記載していますので、所有者が複数いる場合などは「制度のWIPデス（相談窓口）」をご利用ください。

※2 前事業者の排出量を把握できない場合のみ、申請することが可能です。

■所有者が変更した場合（前年度排出量の報告前に変更があった場合）



※3 次に該当する場合、前事業者の排出量の把握を都に求めることはできない。

①所有者変更前から新事業者が電気等の契約をしている場合、②当該変更が合併・分割に伴うもので変更前の電気使用量等の把握に支障がないと考えられる場合

3（6）対象となる事業所 ⑥対象事業所の指定取消し

● 下表の要件を満たす場合、届出が必要となる。

	要件	提出書類	提出期限
①	事業活動の廃止又はその全部の休止	①指定地球温暖化対策事業所廃止等届出書 ②特定温室効果ガス排出量算定報告書 （届出の日の属する年度の前年度分） ③検証結果報告書（上記②に対して検証したもの）	廃止又は休止した日から30日以内（当該廃止又は休止が4月1日から同年8月末日までの期間に行われた場合にあっては、当該廃止又は休止の日の属する年度の9月末日まで）に提出 （例）2017年5月1日に廃止 ⇒2017年9月末日までに提出 2017年11月1日に廃止 ⇒2017年12月1日までに提出
②	前年度の原油換算エネルギー使用量が1,000 kL未滿	①指定地球温暖化対策事業所廃止等届出書 ②特定温室効果ガス排出量算定報告書 （届出の日の属する年度の前年度分） ③検証結果報告書（上記②に対して検証したもの）	要件に該当した年度の翌年度の9月末日までに提出 （例）2017年度が1,000kL未滿 ⇒2018年9月末日までに提出
③	原油換算エネルギー使用量が前年度までの3か年度連続して1,500 kL未滿	①指定地球温暖化対策事業所廃止等届出書 ②特定温室効果ガス排出量算定報告書 （届出の日の属する年度の前年度分） ③検証結果報告書（上記②に対して検証したもの）	要件に該当した年度の翌年度の9月末日までに提出 （例）2015～2017年度が1,500kL未滿 ⇒2018年9月末日までに提出
④	前年度に中小企業等が1/2以上所有	①指定地球温暖化対策事業所廃止等届出書 ②特定温室効果ガス排出量算定報告書 （届出の日の属する年度の前年度分） ※②の検証は原則不要。ただし、削減義務期間を「中小企業等が1/2以上所有に該当した年度の前年度まで」以外を選択した場合は必要。 ③中小企業等の所有が二分の一以上であることの確認書	中小企業等が1/2以上所有していた年度の翌年度の9月末日までに提出 （例）2017年度に中小企業等が1/2以上所有 ⇒2018年9月末日までに提出
⑤	事業所区域の変更	『事業所区域変更申請書』他 ※3（12）対象となる事業所 ⑫事業所区域の変更（手続等）を参照	事業所区域に変更事象が生じた年度の翌年度以降、新たな指定又は指定取消しを受けようとする年度の9月末日までに提出（任意申請） （例）2017年度に事業所区域に変更事象 ⇒2018年度以降、新たな指定又は指定取消しを受けようとする年度の9月末日までに提出

3 (6) 対象となる事業所 ⑥対象事業所の指定取消し(続き)

- 特定地球温暖化対策事業所の指定取消しに係る義務履行について
 - ・ 下表の要件に該当した場合、削減義務期間は下表に示す期間に短縮される。下表の要件②、③、④に該当した場合は、削減義務期間の終了年度を選択可能(短縮された期間に対応した義務履行が必要)。ただし、一度選択した削減義務期間の終了年度を決定後に再変更することはできない。
 - ・ 変更後の削減義務期間に対応した義務履行を確認後、指定取消しとなる。
- 義務履行期限は、知事が認めた日*の翌日から起算して180日を経過した日に変更される。

※知事が認めた日：削減義務期間及び削減義務量を変更した日

着色部は削減義務期間を示す

要件	削減義務の終了年度	第2計画期間				
		2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
要件に該当しない	当該削減計画期間の終了年度まで					
↓						
① 事業活動の廃止又はその全部の休止	廃止又は休止があった年度の前年度まで					廃止・休止届出
② 前年度の原油換算エネルギー使用量が1,000 kL未満	選択 要件に該当した年度の前年度まで				1,000 kL未満	届出
	要件に該当した年度まで				1,000 kL未満	届出
	当該削減計画期間の終了年度まで				1,000 kL未満	届出
③ 原油換算エネルギー使用量が前年度までの3か年度連続して1,500 kL未満	選択 要件に該当した年度の前年度まで		1,500 kL未満 (1年目)	1,500 kL未満 (2年目)	1,500 kL未満 (3年目)	届出
	要件に該当した年度まで		1,500 kL未満 (1年目)	1,500 kL未満 (2年目)	1,500 kL未満 (3年目)	届出
	当該削減計画期間の終了年度まで		1,500 kL未満 (1年目)	1,500 kL未満 (2年目)	1,500 kL未満 (3年目)	届出
④ 前年度に中小企業等が1/2以上所有	選択 要件に該当した年度の前年度まで				中小1/2以上所有	届出
	要件に該当した年度まで				中小1/2以上所有	届出
	当該削減計画期間の終了年度まで				中小1/2以上所有	届出
⑤ 事業所区域の変更	変更を申請した年度の前年度まで					申請

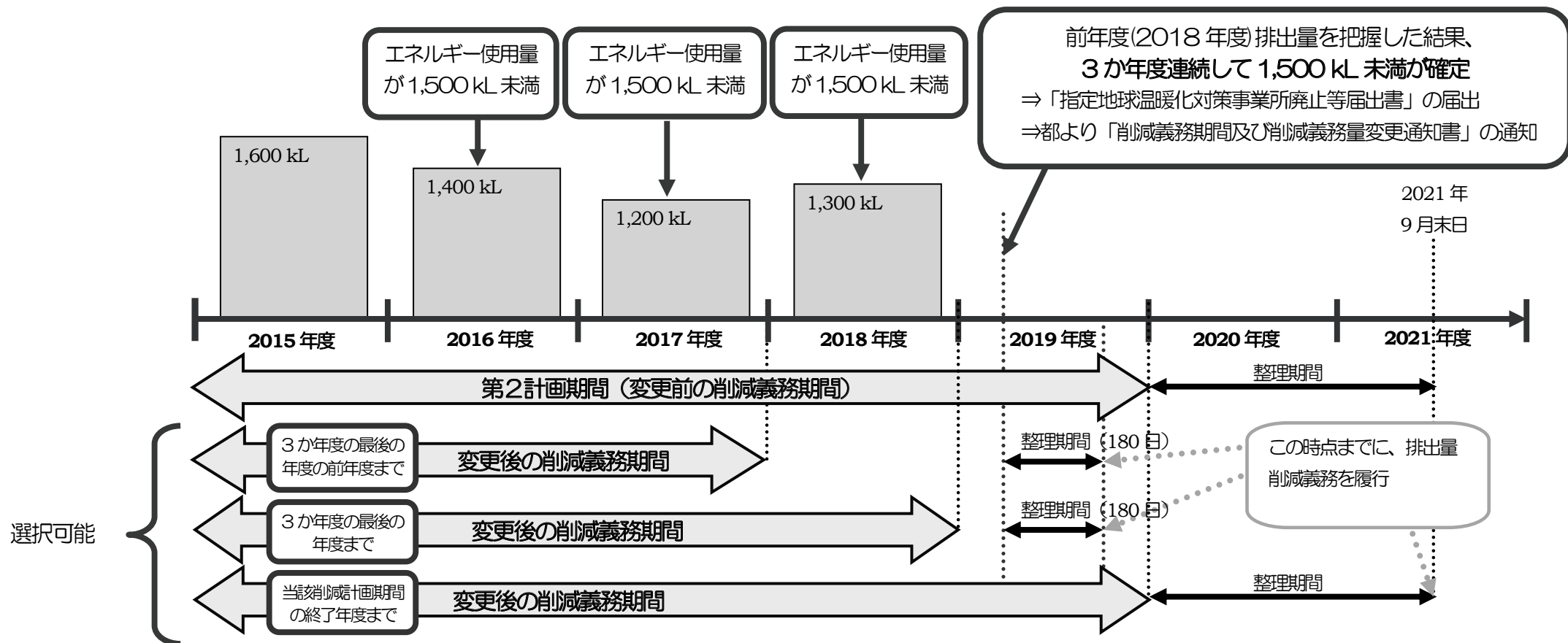
注意1 「①事業活動の廃止又はその全部の休止」に該当した場合で、要件②又は③による終了年度より当該要件①による終了年度が前の年度となるときは、当該要件①による終了年度を優先して適用する。

注意2 「当該削減計画期間の終了年度まで」を選択した事業所において、当該削減義務期間中に要件②又は③に複数回該当した場合には2回目以降の届出は必要としない。

注意3 選択した削減義務期間の終了年度までの間に再び1,500 kLを超過した場合でも、削減義務期間の終了年度で指定を取り消す。

3 (6) 対象となる事業所 ⑥対象事業所の指定取消し(続き)

■指定取消し 例(原油換算エネルギー使用量が前年度までの3か年度連続して1,500 kL 未満の場合)



※削減義務履行期限

指定取消しの要件に該当して削減義務期間の終了年度が変更された場合、「削減義務期間の終了の年度の翌々年度の9月末日」ではなく、「知事が認めた日の翌日から起算して180日を経過した日」に変更される。

3 (7) 対象となる事業所 ⑦中小企業等が1/2以上所有する大規模事業所（概要）

- 「より大幅な削減を定着・展開する第2計画期間」の特別の配慮として、中小企業等が1/2以上所有する大規模事業所は削減義務対象外
- ただし、「指定相当地球温暖化対策事業所」として、これまでと同様に、地球温暖化対策計画書の提出・公表等が必要（検証不要）
- 既存事業所で第2計画期間初年度（2015年度）に中小企業等に該当する場合の手続きは、2016年度から開始

■ 中小企業等の定義

削減義務対象外となる中小企業等とは、次の①から⑥までのいずれかに該当する事業者（毎年度末時点の状況で判断）

① 中小企業基本法に定める中小企業者

中小企業基本法に定める中小企業者は、業種ごとに資本金・従業員数のいずれかが下表の数値以下である者をいう。（業種は日本標準産業分類第10回改訂版による。）

業種	資本金又は出資総額	常時使用従業員数
製造業その他	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下

ただし、次のアからオまでの場合を除く。

- ア 持株会社であり、その子会社が大企業であるとき等
- イ 1つの大企業若しくはアに該当する企業又はその役員が1/2以上出資等
- ウ 複数の大企業若しくはアに該当する企業又はその役員が2/3以上出資等
- エ 1つの大企業又はアに該当する企業の役員又は職員が、役員総数の1/2以上兼務
- オ その他、大企業等が経営を実質的に支配すると知事が認める場合

【注意】国や地方公共団体、会社法以外の法律によって設立された法人（医療法人、学校法人、宗教法人、特定目的会社、一般財団法人、公益財団法人、特定非営利活動法人など）は中小企業者には含まれない。また、中小企業者が外国会社の場合は、国内会社と同様の取扱いとする

- ② 中小企業団体の組織に関する法律に定める 協業組合、商工組合又は商工組合連合会
- ③ 中小企業等協同組合法に定める 事業協同組合、事業協同小組合、信用協同組合、協同組合連合会又は企業組合
- ④ 商店街振興組合法に定める 商店街振興組合又は商店街振興組合連合会
- ⑤ 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律に定める 生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合又は生活衛生同業組合連合会
- ⑥ 個人

■ 1/2以上所有の判断

注意1：届出による削減義務者にかかわらず、所有者で判断

注意2：該当する場合は、その事業所全体が削減義務対象外となる。

① 原油換算エネルギー使用量で1/2以上を判断

中小企業等が所有する部分のエネルギー使用量が特定計量器で計測されている場合は、当該部分の当該年度の原油換算エネルギー使用量で1/2以上を判断

② 建物所有割合で1/2以上を判断

エネルギー使用量が特定計量器で計測されていない場合は、当該年度の中小企業等の建物所有割合で1/2以上を判断

<イメージ>（特定計量器で計測されていない場合の例）



● 地球温暖化対策計画書の提出・公表等

これまでと同様に、毎年度11月末までに、地球温暖化対策計画書の提出・公表が必要（ただし、検証は不要）。都による公表もこれまでと同様に実施
なお、削減義務率は設定されないものの、大規模CO₂排出事業所として、第2計画期間17%（又は15%）削減に向けて取り組むものとする。

中小企業等が1/2以上所有する事業所に入居する特定テナント等は、これまでと同様に、特定テナント等計画書の提出が必要

3（8） 対象となる事業所 ⑧中小企業等が1/2以上所有する大規模事業所（手順フロー）

●凡例：事業所による提出・申請等の手続が必要な箇所は◎、都が実施する事項の箇所は■、検証が必要な箇所は★（指定相当の計画書は検証なし）

※下図、AからGは3（9）参照

項目		第1計画期間		整理期間(～2016年9月末)					第2計画期間		
		…2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度			
指定相当地球温暖化対策事業所の該当確認	既存の指定地球温暖化対策事業所 【指定→指定相当】 廃止等届出書において、削減義務期間を2014年度まで*を選択した場合の例			「中小企業等が1/2以上所有」に該当 11月末まで ◎指定として計画書(F) (★検証有り)	9月末まで ◎指定の廃止等届出書(G) 中小企業等確認書(C) ■指定の取消し ■指定相当の該当確認 11月末又は指定相当の該当確認日から90日以内 ◎指定相当としての計画書(B) (検証無し) 事業者が選択した削減義務期間における義務履行が確認された後に指定の取消しとなる	11月末まで ◎指定相当としての計画書(B) (検証無し) 中小企業等確認書(C)	同左	同左			
	新たに指定相当地球温暖化対策事業所になる事業所 【新規→指定相当】		新たに1,500kL以上、かつ「中小企業等が1/2以上所有」に該当	10月末まで ◎指定相当該当届出書(A) 中小企業等確認書(C) ↓ ■指定相当の該当確認 11月末又は指定相当の該当確認日から90日まで ◎指定相当としての計画書(B) (検証無し)	11月末まで ◎指定相当としての計画書(B) (検証無し) 中小企業等確認書(C)	同左	同左	同左			
指定相当地球温暖化対策事業所から指定地球温暖化対策事業所への指定 【指定相当→指定】					11月末まで ◎指定相当としての計画書(B) (検証無し) 中小企業等確認書(C)	「中小企業等が1/2以上所有」に非該当 11月末まで ◎指定相当としての計画書(B) (検証無し) 中小企業等確認書(C)	10月末まで ◎指定に係る確認書(E) (★検証有り) ↓ ■指定相当の廃止等該当確認 ■指定 11月末又は指定日から90日以内 ◎指定としての計画書(F) 3カ年連続で1,500kL以上に該当した場合には特定に指定 参考: 2018年度に指定になった場合、2017年度から2019年度までの3カ年連続して1,500kL以上で特定に指定	11月末まで ◎指定としての計画書(F) (★検証有り)			
指定相当地球温暖化対策事業所の廃止等 【指定相当→廃止等】					11月末まで ◎指定相当としての計画書(B) (検証無し) 中小企業等確認書(C)	1,000kL未満又は3カ年連続で1,500kL未満に該当 11月末まで ◎指定相当としての計画書(B) (検証無し) 中小企業等確認書(C)	11月末まで ◎指定相当の廃止等届出書(D) ↓ 廃止又は休止 30日以内 ◎指定相当の廃止等届出書(D) ↓ ■指定相当の廃止等該当確認 11月以降の廃止又は休止の場合、当該年度は計画書の提出が必要				

※事業者は指定地球温暖化対策事業所廃止等届出において、事業所の削減義務期間終了年度を①2014年度まで、②2015年度まで、③2019年度までのいずれかの年度から選択可能

3 (9) 対象となる事業所 ⑨中小企業等が1 / 2以上所有する大規模事業所（提出書類）

●指定相当地球温暖化対策事業所に関連する書類一覧は、下図のとおり。

分類		提出書類（名称）	提出時期						主な記載内容		
			【指定→指定相当】		【新規→指定相当】		【指定相当→指定】			【指定相当→取消】	
			初年度	翌年度以降	初年度	翌年度以降	初年度	翌年度以降			
指定相当地球温暖化対策事業所	A	指定相当地球温暖化対策事業所該当届出書	—	—	10月末	—	—	—	—	・所有事業者氏名 ・事業所概要 ・前年度エネルギー使用量、排出量（検証無し）	
	B	地球温暖化対策計画書	いずれか遅い 期日 ①11月末 ②該当確認 日から90日	11月末	いずれか遅い 期日 ①11月末 ②該当確認 日から90日	11月末	—	—	—	・削減目標、削減対策の計画・実績 ・推進体制 ・前年度の温室効果ガス排出量 ・テナント独自の削減対策の計画・実績	
		特定テナント等地球温暖化対策計画書 ※事業所の所有事業者がとりまとめて都へ提出								・前年度の特定温室効果ガス排出量（検証無し）	
		特定温室効果ガス排出量算定報告書								・前年度のその他ガス排出量	
		その他ガス排出量算定報告書								・温室効果ガス削減対策の点検	
		点検表								・自動車の使用に係る対策の点検	
	自動車点検表										
	C	中小企業等の所有が二分の一以上であることの確認書	9月末	11月末 ※変更等な ければ根拠 書類は不要	10月末	11月末 ※変更等な ければ根拠 書類は不要	—	—	—	・中小企業等の所有等割合 ・前年度からの所有者である中小企業等の変更内容（2回 目以降の提出時のみ）	
		【別添1】「所有等割合計算書」及び根拠書類								・所有者である中小企業等の氏名 ・所有者である中小企業等の所有等割合	
		【別添2】「義務対象外となる中小企業者について」及び 根拠書類								・所有者である中小企業等のうち、中小企業者の情報（従 業員数、資本金、資本関係、役員情報等）	
D	指定相当地球温暖化対策事業所廃止等届出書	—	—	—	—	—	—	(廃止)30日以内 (縮小)11月末	・廃止、規模縮小の状況		
	特定温室効果ガス排出量算定報告書								・前年度の特定温室効果ガス排出量（※）		
指定地球温暖化対策事業所	E	指定地球温暖化対策事業所の指定に係る確認書	—	—	—	—	10月末	—	—	・指定地球温暖化対策事業者氏名 ・事業所概要 ・前年度エネルギー使用量、排出量（検証有り）	
	F	地球温暖化対策計画書	—	—	—	—	いずれか遅い 期日 ①11月末 ②指定日か ら90日	11月末	—	・削減目標、削減対策の計画・実績 ・推進体制 ・前年度の温室効果ガス排出量 ・テナント独自の削減対策の計画・実績	
		特定テナント等地球温暖化対策計画書 ※事業所の所有事業者がとりまとめて都へ提出								・前年度の特定温室効果ガス排出量（検証有り）	
		特定温室効果ガス排出量算定報告書								・前年度のその他ガス排出量	
		その他ガス排出量算定報告書								・温室効果ガス削減対策の点検	
		点検表								・自動車の使用に係る対策の点検	
	自動車点検表										
	G	指定地球温暖化対策事業所廃止等届出書	(縮小)9月末	—	—	—	—	—	—	—	・規模縮小の状況
		特定温室効果ガス排出量算定報告書									・前年度の特定温室効果ガス排出量（検証は原則不要。但し、削減義務期間を「中小企業等が1/2以上所有に該当した年度の前年度まで」以外を選択した場合は必要。）

※ 削減義務期間の終了年度として、中小企業等が二分の一以上所有するという要件に該当する年度の前年度を選択した事業所の場合、検証不要